

2020年度 一般財団法人 日本看護学教育評価機構説明会

看護学教育分野別評価の重要性と必要性



2021年3月27日(土)

文部科学省 高等教育局 医学教育課

看護教育専門官 高橋良幸



文部科学省

MEXT

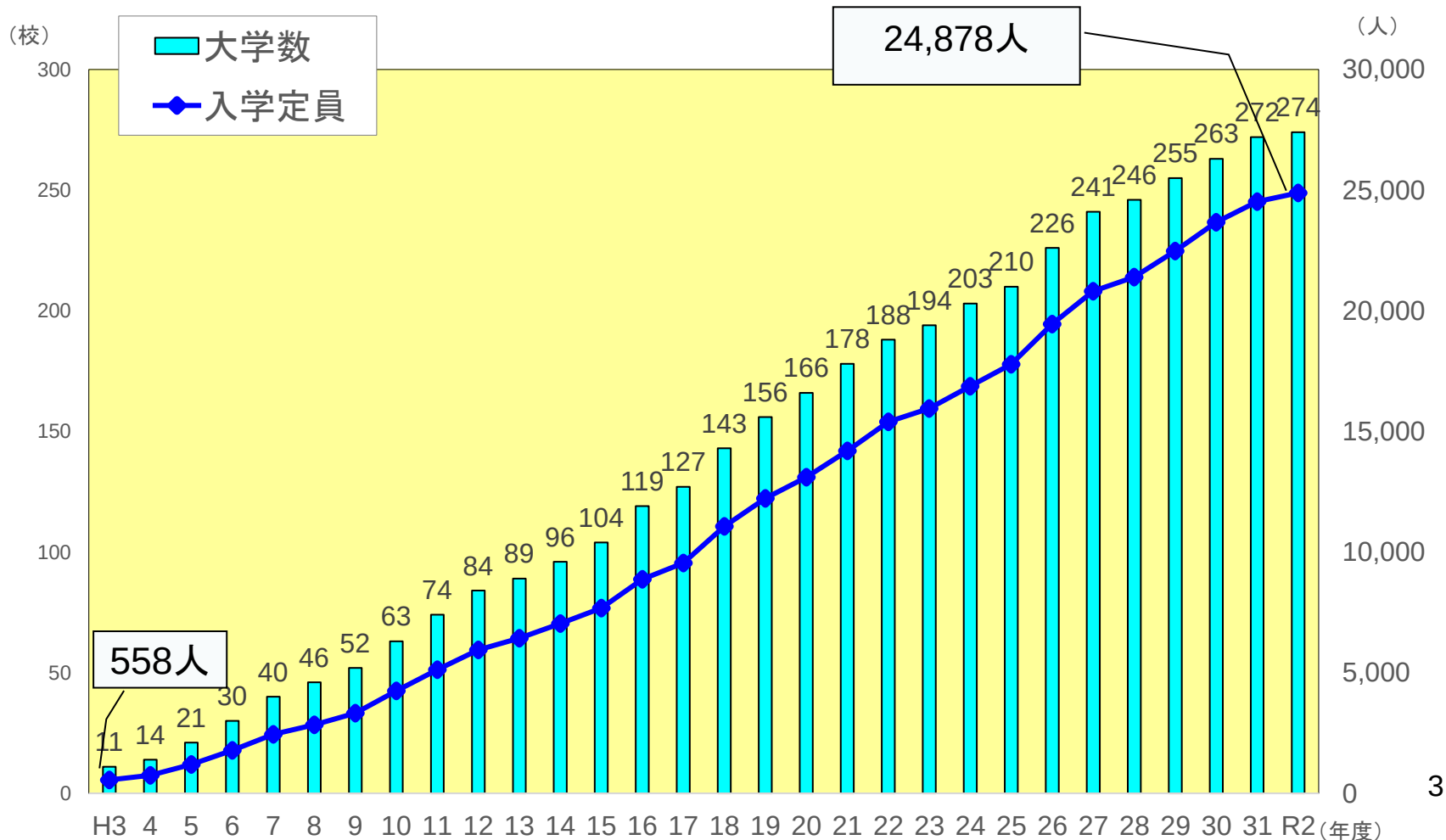
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

看護系大学の動向

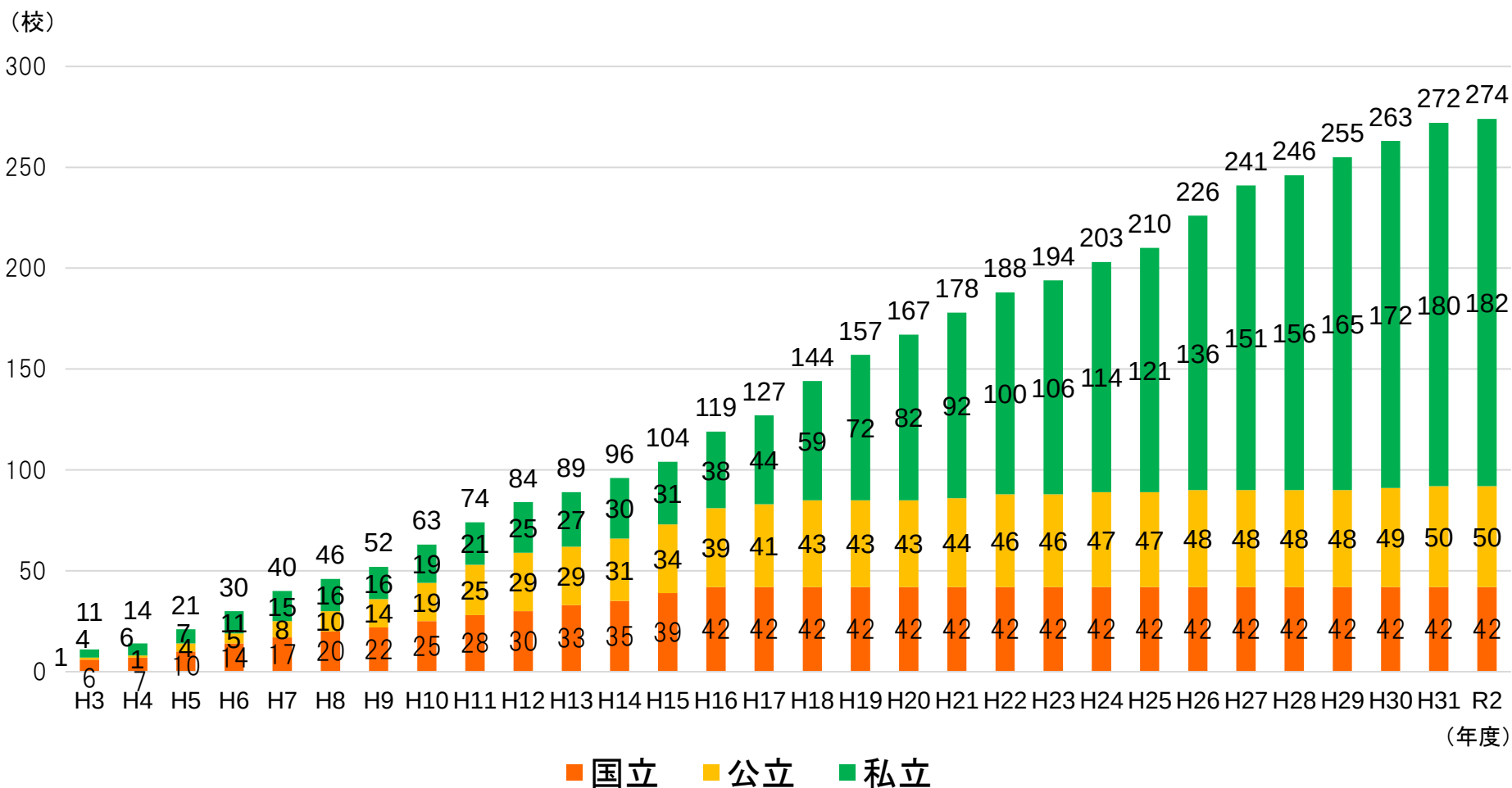
高等教育の質保証システムの動向

看護系大学数及び入学定員の推移 (令和2年度)

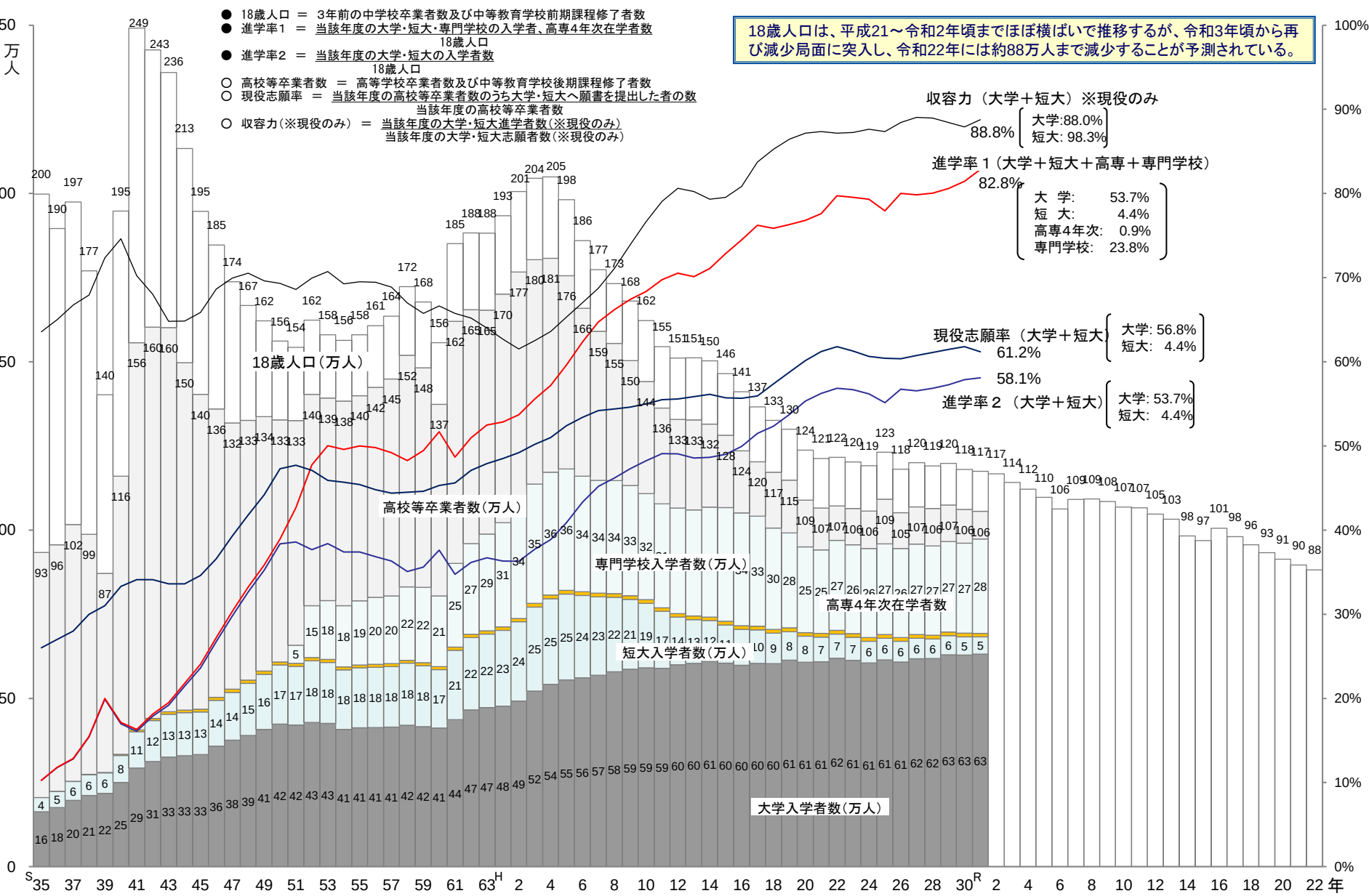
2020年度の教育課程数は、274大学、289課程(1大学で複数の教育課程を有する大学がある)



国公立別看護系大学推移（令和2年3月現在）



18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典: 文部科学省「学校基本統計」令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元 to 作成
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 令和2年7月資料

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(～15%)	マス段階(15～50%)	ユニバーサル段階(50%～)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 ＋社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化＋弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団＋利益集団＋政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜(能力主義)	能力主義＋個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証＋集団としての達成水準の均等化

【参考文献】M.トロウ『高学歴社会の大学』(天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976)より喜多村和之が図表化

我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

事前規制型の質保証システム（～平成15年）

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 令和2年7月資料

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要。

【大学設置基準の大綱化】

- 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようになる必要がある。
- 大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようになることが望ましい。
- 大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】 ^{（見直し）} -----> 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。
- 大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本。

【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとすることとし、それを制度上位置付けることが必要。

⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 令和2年7月資料

【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。

- ⇒ 設置認可の在り方の見直し（平成15年～） （見直し） -----> 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（平成25年～）
【大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（報告）（平成25年2月4日）】
- ⇒ 第三者評価制度の導入（平成16年～） （見直し） -----> 各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成30年～）
【認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】
※上記の他にも継続的に見直し・改善を実施
- ⇒ 法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年～）

【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

- ⇒ 教育研究活動の状況の公表に関する義務について 法律レベルで規定（平成19年～） （見直し） -----> 公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年～）
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）

平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 令和2年7月資料

規制改革の動き

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）
（学校教育法の改正）

③法令違反状態の大学に対する段階的な是正措置の導入

（平成15年度より適用）
（学校教育法の改正）

認証評価制度の改善について①

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 令和2年7月資料

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)
(平成28年3月18日)



省令改正

(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**(※)に関すること。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組(内部質保証)に関すること。← **重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

(留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待)

- 評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)
- 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、**学生**等からの意見聴取に取り組む)
- 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む)

など

認証評価は受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

＜具体的な方策＞ 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする。
(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする。
(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において、必要な見直しを引き続き検討する。

文部科学省の看護系大学の教育の質保証 への取り組みと分野別評価への提言

- 指定規則は教育内容と教育条件の水準確保という機能を果たしているが、大学・短期大学の発展にふさわしい規定が必要である
- 大学・短期大学が教育理念・目的に基づき体系的な教育課程を編成しやすいように、授業科目等に関する個別かつ詳細な規定の簡素化を図る(個別の授業科目の規定を廃止し、大枠と必要総単位数を示す)
- 指定規則に規定する教育内容の水準が大学・短期大学において担保されうるように配慮する
- 可能な限り大学設置基準との整合性をはかる(単位制の導入)

「指定規則改正への対応を通して追究する大学・短期大学における看護学教育の発展」
(平成19年4月27日)

- 保健師助産師看護師学校養成所指定規則は、一定の水準を備えた学校及び養成所を指定する基準として定めたものであり、教育内容及び施設・設備、教員等の教育条件の水準を確保する機能を果たしている
- 指定規則が適用されることによって教育水準を維持している看護系大学が存在するという指摘がある
- 教養教育を充実させるなど、特色ある教育を行い、自ら自主的に考え行動できる人間性豊かな看護師等を育むことは、看護系大学等の社会的使命である

学校教育法等における各教育機関の目的

専修学校	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの (学校教育法 第二百二十四条)
大学	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする (学校教育法 第八十三条)
専攻科	大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする (学校教育法 第九十一条第二項)
別科	大学の別科は前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする (学校教育法 第九十一条第三項)
修士課程	修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする (大学院設置基準 第三条)
専門職大学院	専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする (専門職大学院設置基準 第二条)
専門職大学	前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする (学校教育法 第八十三条の二)

看護学教育の在り方に関する検討会 第二次報告(平成16)

- 平成14年の第一次検討会では「看護実践を支える技術学習項目」を示した。第二次検討会では、学士課程の教育課程について、看護実践能力の卒業時到達目標を示した。到達目標の設定にあたり、教育課程の特色を以下の5点に整理した

1. 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること
2. 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること
3. 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること
4. 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程である
5. 教養教育が基盤に位置付けられた課程であること

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第一次報告 (平成21年8月18日)

- 各大学の独自の取組と同時に、看護系人材に共通して求められる資質・能力等を担保する観点から、教育の質を保証していくことが必要であり、そのためには分野別評価を通じた大学の教育体制の評価は不可欠なものと言える

大学における看護系人材の在り方に関する検討会 最終報告(平成23年3月11日)

- 社会の期待に応える看護実践能力を有する人材を輩出することの保証をいかにするかという観点から、平成16年の報告書で提示された内容を発展させ、学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標を提示。5つの能力群と20の看護実践能力から構成される
- 多様化が進む看護学教育において、分野別評価による主体的な教育の質保証体制の構築は喫緊の課題である

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（平成29年）

- 学士課程における看護職養成の充実と社会に対する質保証に資するため、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を策定した

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（平成31年）

- 看護学教育モデル・コア・カリキュラム「F 臨地実習」に明示された学修目標を達成するため、大学、実習施設及び学生に対する指針として、「看護学実習ガイドライン」を策定した

医学・歯学・薬学教育における 分野別評価の取組状況

医学・歯学分野における分野別評価の確立に向けた取組

文部科学省高等教育局医学教育課作成

医学分野

- 平成25年度～ 補助事業※により医学教育分野別評価試行
- 平成27年12月 一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）発足
- 平成29年 3月 JACMEが世界医学教育連盟（WFME）の認証を受け、正式に評価開始
（2024年までに全医科系大学が1回目の受審を予定）

歯学分野

- 平成25年度～ 補助事業※により歯学教育分野別評価試行
- 平成29年11月 歯科大学学長・歯学部長会議のもと、歯学教育分野別評価協議会を設置し、分野別評価の在り方等について検討開始
- 令和 3年度～ 上記協議会の依頼に基づき、公益財団法人大学基準協会において、歯学教育分野別評価を開始予定

※大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業（平成24～28年度）

事業の目的

日本の医学部・歯学部が国際標準の教育を実施していることを証明するとともに、国際標準を超えるグローバルかつ優れた医師・歯科医師を養成するため、日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築することを目的として実施。

選定大学

分野	大学名	連携大学	プログラム名称
医学	東京医科歯科大学	千葉大学 東京大学 新潟大学 東京慈恵会医科大学 東京女子医科大学	国際基準に対応した医学教育認証制度の確立
歯学	東京医科歯科大学	新潟大学 九州歯科大学 東京歯科大学 大阪歯科大学	歯学教育認証制度等の実施に関する調査研究

薬学教育の第三者評価体制

●概要

- ・一般社団法人薬学教育評価機構において、各大学における薬学教育の「専門分野別評価」を実施
- ・大学における6年制薬学教育評価プログラムを評価し、その結果を薬科大学・薬学部へフィードバック

●薬学教育評価機構の目的

- ・我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。

●正会員

- ・全薬科大学・薬学部
- ・日本薬剤師会
- ・日本病院薬剤師会
- ・日本薬学会

●沿革等

●（参考）第1期の評価基準（平成25年度～平成31年度）

※以下に掲げる項目を評価

教育研究上の目的 1 教育研究上の目的 薬学教育カリキュラム 2 カリキュラム編成 3 医療人教育の基本的内容 (3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育 (3-2) 教養教育・語学教育 (3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育 (3-4) 医療安全教育 (3-5) 生涯学習の意欲醸成 4 薬学専門教育の内容 (4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容 (4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容	5 実務実習 (5-1) 実務実習事前学習 (5-2) 薬学共用試験 (5-3) 病院・薬局実習 6 問題解決能力の醸成のための教育 (6-1) 卒業研究 (6-2) 問題解決型学習 7 学生の受入 8 成績評価・進級・学士課程修了認定 (8-1) 成績評価 (8-2) 進級 (8-3) 学士課程修了認定	9 学生の支援 (9-1) 就学支援体制 (9-2) 安全・安心への配慮 教員組織・職員組織 10 教員組織・職員組織 (10-1) 教員組織 (10-2) 教育研究活動 (10-3) 職員組織 学習環境 11 学習環境 外部対応 12 社会との連携 点検 13 自己点検・評価
--	--	--

平成16年	○中央教育審議会答申（平成16年2月18日） 薬学教育については、（略）早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要 ○「学校教育法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成16年4月27日衆議院文部科学委員会／平成16年5月13日参議院文部科学委員会）（抜粋） 第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること
平成19年	○薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について（平成19年5月厚生労働省医薬食品局） 第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行われていることを客観的に確認する必要がある
平成20年12月	一般社団法人薬学教育評価機構設立
平成23年度	トライアル評価 3大学
平成25年度	本評価開始 3大学
平成26年度～31年度	74学部が7年に一度評価を受けられるよう、1年当たり10校程度ずつ実施（平成31年度までに74学部を評価）
令和2年度～	第2期の第三者評価を開始（ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本評価実施を1年間延期）

分野別評価の重要性と必要性

- 指定規則を上回る教育を行っているという看護系大学の質を社会に提示するために分野別評価は重要
- 分野別評価を受けることで自大学の教育プログラムの特色がさらに明確になる
- 第三者評価を受けることで教育プログラムが学士課程に見合った教育内容に改善される
- 受審校が増えることで看護系大学全体の質的水準が向上する

ご清聴ありがとうございました

